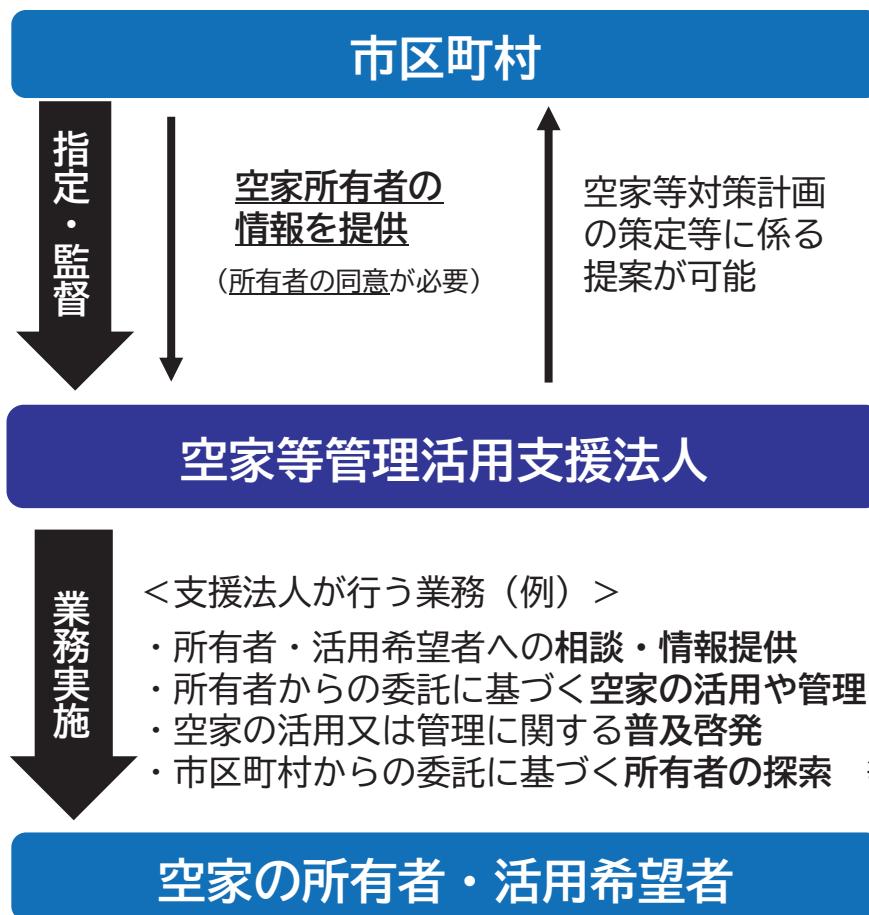


# 空家等管理活用支援法人

## 改正概要

- 所有者が空家の活用や管理について相談等できる環境が十分でない。
  - 多くの市区町村では人員等が不足。所有者への働きかけ等が十分にできない。
- 市区町村が、空家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定。当該法人が所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチングなどを行う。

## 【制度イメージ】



## 空家等管理活用支援法人の「指定手引き」 (R5.11公表) の概要

### ①指定の要件例

(法人の基本的な要件)

- ・破産していないこと
- ・役員に暴力団等がないこと 等

○○市事務取扱要綱 (例)
(趣旨)
第1条 .....
(指定の要件)
第2条 .....

(法人の業務体制)

- ・支援法人として業務を行うに足る専門性を有していること

(↑取扱要綱のひな型も掲載)

→ 空家対策の実績のある法人、宅建事業者団体等を想定

→ 全国規模や都道府県規模の団体である場合も指定対象となる(活動実績等は、地域支部単位での確認も可)

### ②支援法人への所有者情報の提供方法

- ・市区町村から支援法人へ、所有者の氏名、住所、連絡先等の情報提供が可能。
- ・情報提供時には、所有者本人から同意を取得(同意取得書のひな型も掲載)。

## 印西市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針（案）

### （趣旨）

1 本方針は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する方針を定めるものとする。

### （支援法人の業務）

2 支援法人に求める業務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談
- (2) 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- (3) 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (6) その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

### （法人）

3 支援法人の指定を受けることができる法人は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人（公益社団法人を含む。）
- (3) 一般財団法人（公益財団法人を含む。）
- (4) 空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社

## 印西市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （指定の申請）

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人申請書（別記第〇号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
  - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
  - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
  - (6) 当該事業年度の事業計画書及び收支予算書
  - (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
  - (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- （支援法人の指定）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

（2） 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。

（3） 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又はその統制下にある団体ではないこと。

（4） 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

- ア 未成年者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- オ 印西市暴力団排除条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員、同項第3号に規定する暴力団員等、暴力団員等又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

（5） 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

（6） 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

（7） 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 前項の指定の有效期間は、支援法人として指定された日の属する年度の4月1日から起算して5年間とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定通知書（別記第〇号様式）により通知するものとする。

### （名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（別記第〇号様式）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（別記第〇号様式）を市長に提出するものとする。

### （業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（別

記第〇号様式)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地並びに業務の廃止の届出を受けた年月日をホームページ等により公表するものとする。

(事業の報告)

第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の業務実施状況報告書(別記第〇号様式)、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書(別記第〇号様式)により当該支援法人に通知するとともに、遅延なく、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地並びに第3条第1項の規定による指定を取り消した年月日をホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

## 空家等管理活用支援法人の指定状況

資料：国土交通省  
2025年6月13日  
現在（暫定）

ブロック	都道府県名	市町村名	支援法人の属性			
			NPO	社団	財団	会社
北海道	北海道	大樹町		1		
		本別町		1		
		蘭越町				1
東北	青森県	田子町		1		
		三沢市		1		
	秋田県	大館市	1			
		酒田市	1			
	山形県	鮭川村		1		
		福島県	石川町	1		
関東甲信	茨城県	小美玉市		1		
		大洗町		1		
		桜川市		1		
		筑西市		1		
		笠間市		1		
		常総市		1	1	
		下妻市		2		
		鹿嶋市		1		
	栃木県	栃木市	1			
		日光市		2		
		鹿沼市		1	1	
		埼玉県	川島町			1
	千葉県	市原市				2
		東京都	調布市	1		
		町田市	1			
	神奈川県	座間市	1			
		山梨県	山梨市		1	
	長野県	丹波山村				1
		塩尻市				1
		辰野町		1	2	
		中野市			1	
		上田市				8
		東御市				2
		三条市		1		
		新潟県	柏崎市	1		
北陸	富山県	射水市	1	1		
		大野町		1		
		岐阜県	岐阜市	1		2
東海	岐阜県	美濃市	1			
		各務原市		1		
		静岡県	森町		1	
	愛知県	藤枝市				3
		豊田市	1			1
	三重県	伊賀市		2		

ブロック	都道府県名	市町村名	支援法人の属性			
			NPO	社団	財団	会社
近畿	福井県	美浜町	1			
		坂井市		1		
		あわら市		1		
	滋賀県	敦賀市		1		1
		東近江市		1		
		多賀町	1	1	1	
中国	京都府	守山市		1		
		米原市	1	1		
		京都市	1	3	1	
	大阪府	伊根町				2
		堺市		2		
		奈良県	曾爾村		1	
四国	和歌山県	橋本市		1		
		和歌山市		2		1
		鳥取県	米子市	3		
	島根県	島根県	松江市	2		
		岡山県	井原市	1		
		広島県	岡山市			1
九州	山口県	福山市				
		防府市		1		
		周南市		2		
	徳島県	鳴門市	1			
		香川県	丸龜市	1	1	
		愛媛県	東温市		1	
	高知県	中土佐町				1
39	福岡県	北九州市		1		
		佐賀県	佐賀市	1		
		五島市	1			
	長崎県	長崎県	雲仙市	1		2
		東彼杵町		1		
		熊本県	合志市			1
	宮崎県	日向市		1		

39 75 19 59 1 38  
都道府県数 市町村数 (属性別内訳) 117 指定数